

1 0 年 保 存
機 密 性 1
令和3年2月18日から 令和13年2月17日まで

基 発 0218 第 2 号
令和3年2月18日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

医師の宿直等勤務に関する労働基準法第41条第3号の適用について

標記について、福岡労働局長からの別紙甲の伺いに対し、別紙乙のとおり回答したので了知されたい。

福岡労発基 0215 第 1 号
令和 3 年 2 月 15 日

厚生労働省労働基準局長 殿

福岡労働局長
(公印省略)

医師の宿直等勤務に関する労働基準法第 41 条第 3 号の適用について (照会)

今般、副業として宿直等の断続的労働のみを行う医師に関し、下記のとおり労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。) 第 41 条第 3 号の適用にかかる疑義が生じたので、ご教示願います。

記

医療機関 A は、医療法 (昭和 23 年法律第 205 号) 第 16 条に基づく医師の宿直体制を確保するため、医療機関 B において診察等通常の診療業務を行っている医師 X と労働契約を締結し、宿直等の断続的労働のみに従事させている。

労働基準監督署長が、労基法第 41 条第 3 号に基づき断続的労働の許可を行うに当たっては、労働者が複数の事業場で業務に従事する場合においても、当該労働者に係る全労働を一体としてとらえるべきものと考えられる。

この点、X については、事業場のみならず、使用者が異なるものであるが、A と B のそれぞれにおける労働について、労基法第 38 条第 1 項に基づき労働時間の通算がなされる以上、労基法第 41 条第 3 号においても全労働を一体としてとらえ、労働基準法施行規則 (昭和 22 年厚生省令第 23 号) 第 23 条により許可を行うことができるものと解してよろしいか。

基 発 0218 第 1 号
令和 3 年 2 月 18 日

福岡労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

医師の宿直等勤務に関する労働基準法第41条第3号の適用について（回答）

令和3年2月15日付け福岡労発基0215第1号をもってりん伺のあった標記について、下記のとおり回答する。

記

貴見のとおり、本件医師Xについて、医療機関A及びBにおける全労働の態様に照らし、Aにおける宿直等の断続的労働が、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号。以下「労基則」という。）第23条の許可に係る昭和22年9月13日付け発基第17号（以下「17号通達」という。）及び令和元年7月1日付け基発0701第8号に示す基準を満たすものと認められる場合には、労働基準法（昭和22年法律第49号）第41条第3号の許可を行って差し支えない。

なお、労基則第23条の許可の判断に当たり、宿日直手当の額については、17号通達において、所轄労働基準監督署長が同通知に示す基準によることが著しく困難又は不相当と認めたものについては、その基準にかかわらず許可することができることとされていることに留意されたい。